

告示

埼玉県告示第千三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
県西在宅クリニック 熊谷	熊谷市村岡三〇七―一	令和三年九月三十日
田代医院	行田市向町一―二二	令和三年十月五日
根岸医院	本庄市児玉町児玉三三七―二	令和三年九月三十日
山田医院	大里郡寄居町大字寄居九五三―二	平成三十年十二月十日
医療法人 正仁会 大野外科内科クリニック	坂戸市関間四―一五―一五	令和三年十月十九日
美なみ形成皮膚科	吉川市美南五―三一―二―二F	令和二年三月三十一日
クローバー歯科クリニック	志木市本町五―二六―一マルイファミリア志木四F	平成三十年五月三十一日

ステーション	ストア三郷訪問看護	プリオ三郷訪問看護	店	店	店	店	店	店	店	店
ル早稲田Ⅰ―三―	三郷市早稲田二―六―六メゾンドベ―	三郷市早稲田二―六―六メゾンドベ―	本庄市朝日町二―四―一	狭山市入間川一―六―四	所沢市緑町三―三〇―六	和光市丸山台一―九―三イトーヨーカ堂和光店一F	上尾市藤波三―一―九一	日高市鹿山二五九―三	東松山市元宿一―一八―四フクサンビル	東松山市元宿一―一八―四フクサンビル
一日	令和三年十月三十	令和三年十月三十	令和三年十月十五日	令和三年八月十七日	令和三年九月三十日	令和三年十月三日	令和三年九月二十日	令和三年九月三十日	令和三年十月二十日	令和三年十月二十日

二 指定施術機関

二階 潤一郎	氏名	
	住所	
二階接骨院	名称	施術所
三 巖市中央四―二―二令和三年十月二十一日	所在地	
	廃止年月日	